

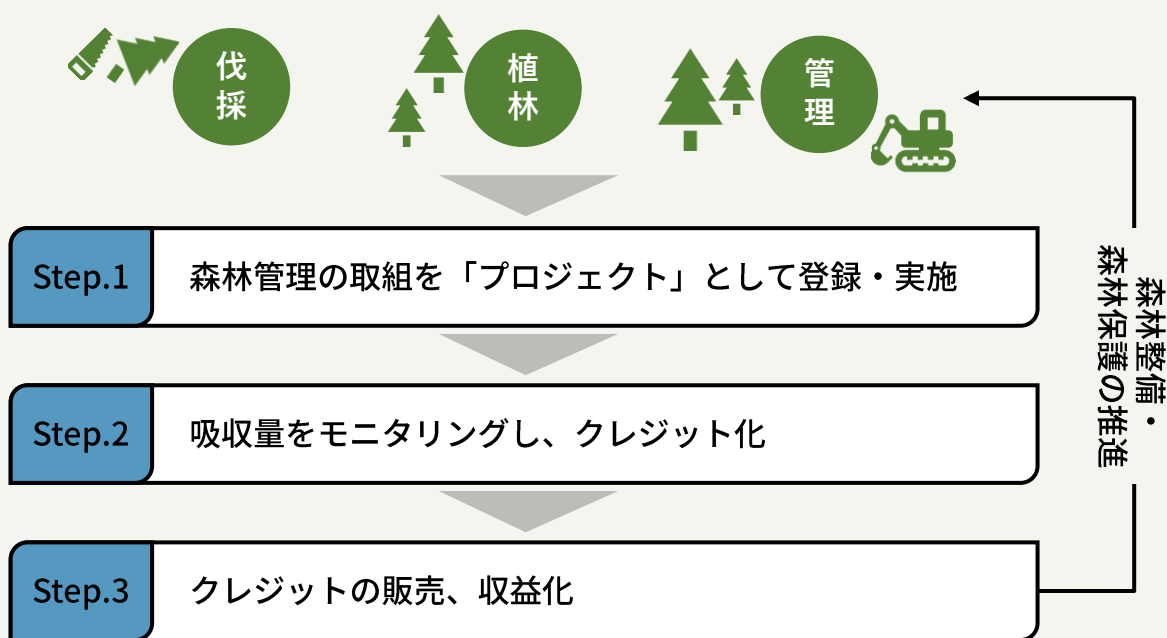
森林吸収系 J-クレジット制度 について



J-クレジット制度とは



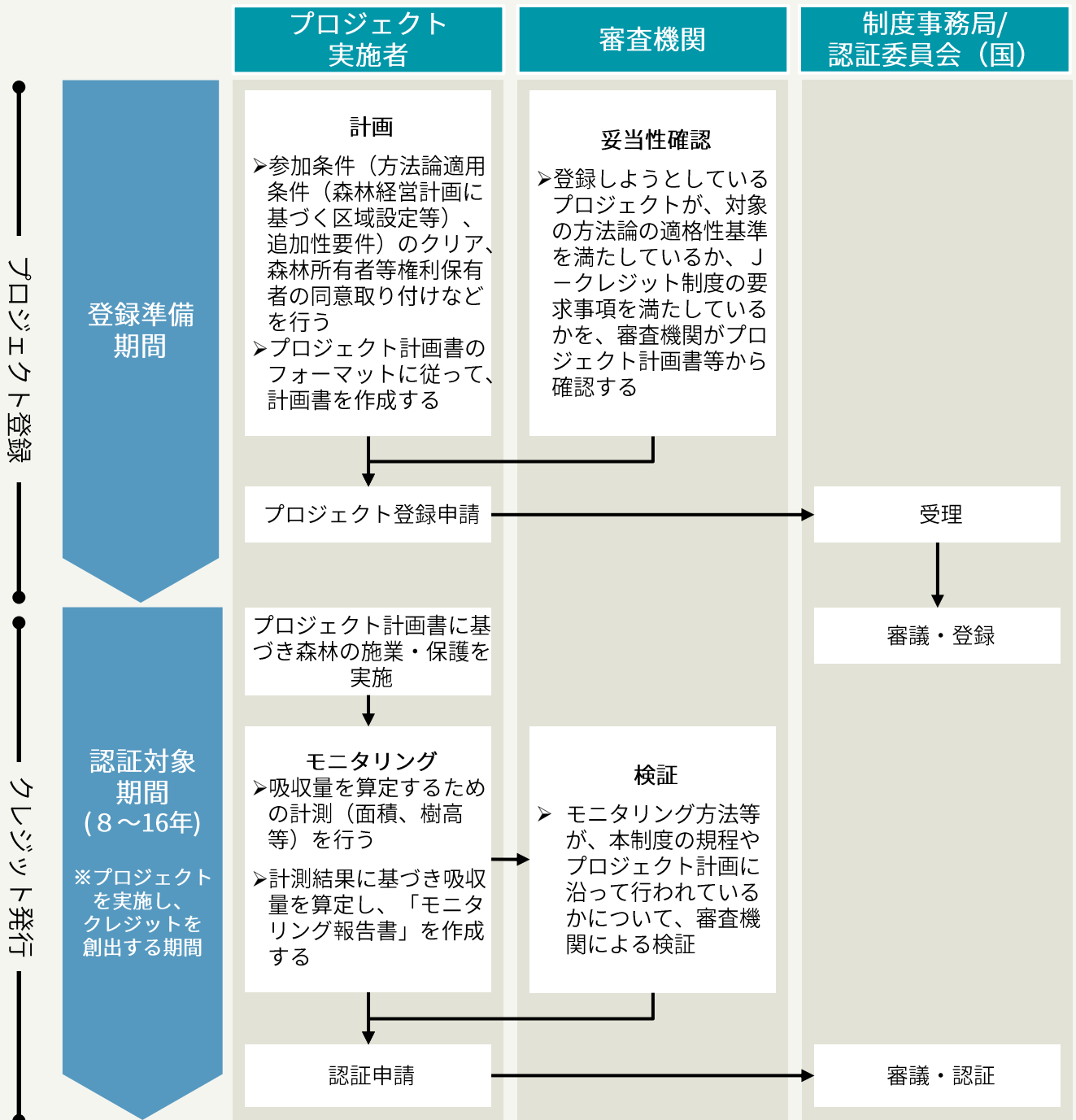
省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO2の排出削減量や適切な森林管理によるCO2の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度です。
森林吸収系J-クレジットとは、これらJ-クレジットのうち、森林経営活動や植林活動の取組（プロジェクト）から生じたものです。



- プロジェクトの実施に係る要件や排出削減・吸収量の算定方法等は、「方法論」と呼ばれる文書に規定されており、合計70の方法論が承認されています。森林吸収量を認定する方法論としては、「森林経営活動（FO-001）」、「植林活動（FO-002）」、「再造林活動（FO-003）」の3種類があります。
- このパンフレットでは、「森林経営活動（FO-001）」の実施手続き等についてご紹介します。



クレジット創出の流れ



★吸収量の算定は年度単位で行い、検証の申請は認証対象期間中であれば任意の頻度で行うことが可能

★認証期間終了後10年間は、持続性の担保のために森林経営計画を継続的に作成することが必要

プロジェクト登録に必要な提出書類

(☆) の計画書等の様式は、J-クレジット制度Webサイトからダウンロード可能です。

<https://japancredit.go.jp/application/document/>

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ①プロジェクト計画書(☆) | ⑤収穫予想表 |
| ②プロジェクト登録申請書(☆) | ⑥J-クレジット制度利用に係る誓約書(☆) |
| ③森林経営計画認定書 | ⑦持続性確認覚書(☆) |
| ④森林経営計画 | ⑧森林説明会実施記録(☆) |
| | ⑨妥当性確認報告書(☆) |

森林経営活動のプロジェクトを実施するための条件

プロジェクト登録には、6つの適用条件と追加性の要件を満たすことが必要です。

適用条件1

登録は森林経営計画単位で行うこと

プロジェクト登録は、森林の所有者又は管理者が代表となって、その時点で有効な森林経営計画に基づきプロジェクト計画書を作成し、**森林経営計画の区域全体で登録**することが原則です。

※一定の条件を満たす場合には、区域の一部での登録も可能

適用条件4

土地転用が計画されていないこと

森林経営計画において、プロジェクト実施地の**土地転用が計画されていない**ことが必要です。

適用条件2

(吸収見込量-排出見込量) > 0

主伐による排出も含めて、**認証対象期間トータルでの正味の吸収量がプラス**である必要があります。

適用条件5

持続性の担保（森林経営計画の継続作成）

吸収量を排出のオフセットに活用するためには、将来にわたってその成果を損なわせない措置（持続性の担保）が必要であり、**認証対象期間終了後10年間は森林経営計画を継続して立て続ける**ことを約束する必要があります。

適用条件3

間伐等の実施を1箇所以上計画すること

認証対象期間内に、森林経営計画に基づく**造林又は保育、間伐が1箇所以上計画**されていることが必要です。

適用条件6

環境社会配慮と持続可能性の確保

森林法、労働安全衛生法などの**関連法令を遵守**することが必要です。

追加性を有すること

プロジェクトの登録には、**クレジット制度がなければ実施困難であったと認められる「追加性」の証明**が求められており、森林経営活動については、収支見込みの提出により**プロジェクトが赤字見込みであることを証明**することが必要です。

※以下に該当する場合は赤字になる蓋然性が高いとみなされるため、追加性の評価が不要となります。

- ・主伐が計画されている全ての森林について、その更新方法として（天然更新ではなく）再造林を計画している場合
- ・主伐を計画していない場合（間伐等の施業のみ計画）

森林吸収系J-クレジットの創出見込み量を把握する

まずは、森林吸収系J-クレジット創出支援ツールを使って、所有・管理している森林のクレジット創出見込み量を把握してみましょう

算定に必要な主なデータ

- ・ 林小班ごとの面積、樹種、林齢、林種、施業履歴、施業予定 など
※森林簿、森林経営計画等のデータを使用

森林吸収系J-クレジット
創出支援ツール (Excel)



所有・管理している
森林のクレジット創出量
(見込み)
を簡易に算定



森林吸収系J-クレジット創出支援ツール (Excel) のダウンロードは
下記URLまたはQRコードからご参照ください
URL : https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/J-credit.html



③ クレジットを販売する

クレジットを販売することによって、はじめて収益を得ることができます。森林吸収系J-クレジットの販売は相対取引と市場取引の2つにより行われており、それぞれの特徴を踏まえ、創出者が自由に販売方法を選択することができます。

販売方法		具体的な内容
相対取引	J-クレジット制度HPを利用	J-クレジット制度HP上の「売り出しクレジット」の一覧に、認証済み（予定）のクレジット情報を掲載する。 https://japancredit.go.jp/sale/
	仲介事業者を利用	制度管理者により登録されたJ-クレジット・プロバイダーなど、J-クレジットの売買を支援する事業者を通じて取引を実施する。 ※J-クレジット・プロバイダー（2024年1月末現在で登録されている事業者） https://japancredit.go.jp/market/offset/ ※登録プロバイダー以外にも、地方銀行、民間コンサルタント、民間企業によるカーボン・クレジット取引オンラインプラットフォームなど、様々な取引仲介サービスがある。
	自ら販売先を探す	創出者自身のネットワークの活用や、HPへの掲載等により、販売先を募集する。
市場取引		カーボン・クレジット市場等を利用して取引を実施する。 ※令和5年10月に東京証券取引所のカーボンクレジット市場が開設。 そのほかにも、市場開設の動きがみられる。

よくある質問

Q1 どのような主体がプロジェクト実施者になることができますか？

A：プロジェクト計画の登録申請を行うことができるのは、対象となる森林を自ら所有又は管理する者（「森林所有者」又は「森林施業に関する受委託契約等に基づく管理者」）です。

※自ら森林を所有又は管理していないがプロジェクトの実施に関わる者が共同でプロジェクト実施者になることも可能ですが、プロジェクト実施の代表者は森林を自ら所有又は管理する者とする必要があります。

Q2 「モニタリング」では何を行うことになりますか？

A：カーボン・クレジット制度において「モニタリング」とは、プロジェクトを実施したことにより達成できた排出削減量や吸収量を計測することを言います。森林管理プロジェクトにおけるモニタリングでは、面積の測定や、収穫予想表等を用いた幹材積成長量の算定等を行った上で、枝や根等も含めた炭素蓄積量を各種係数等に乗じて計算し、異なる2時点間の炭素蓄積量の増加量（CO2換算値）を吸収量として算定します。

Q3 クレジットの創出にはどのような経費がかかりますか？

A：妥当性確認やモニタリングの検証に係る審査の費用が発生するほか、例えばモニタリングに係る調査の実施及び報告書の作成、認証申請、制度事務局への年次報告等に係る事務の経費が発生します。このため、長期にわたるプロジェクトの実施を担う人員体制を確保することも必要です。

ご参考：妥当性確認やモニタリングの検証に係る審査の費用 https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_002.pdf

問い合わせ先

- J-クレジット制度事務局 jcre-info@mizuho-rt.co.jp
050-3173-8916
- 林野庁森林利用課 03-3502-8240

【林野庁ホームページ】

https://www.rinya.maff.go.jp/j/si/n_riyou/ondanka/J-credit.html

